

## 【提案基準 2】

### 幅員 4m以上の公共の用に供する道に接する敷地内の建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3第2号に規定する公共の用に供する道(以下「道」という。)に接する敷地内の建築物の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、判断基準第3第2号に規定する道(道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。)に2m以上接する敷地内の建築物について適用する。

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えたときに建築基準関係規定に適合すること。

(適用要件)

第4 許可に係る建築物から道路に至るまでの道は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- 1 道の管理者とその整備について協議が整っていること。
- 2 道を経由して道路と敷地が有効に接続されており、通行、避難及び消防活動上支障がなく、安全が確保されていること。
- 3 建築物の屋外への出口から、当該道への避難通路が確保されていること。

## 【一括同意基準 2】

第1 提案基準2に該当するものは、建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

